

一宮市から海外に転出届を提出された方へ

# 「在外選挙制度」のご案内



「在外選挙制度」をごぞんじですか？

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙（衆・参議院議員選挙）や最高裁判所裁判官国民審査、国民投票に投票できる制度を「**在外選挙制度**」といいます。

在外選挙制度を利用して投票できる人は、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録されている人です。



在外選挙人名簿への登録方法は？

在外選挙人名簿への登録には、申請が必要です。申請は次の2通りの方法があります。

**A 【海外で登録の申請】**

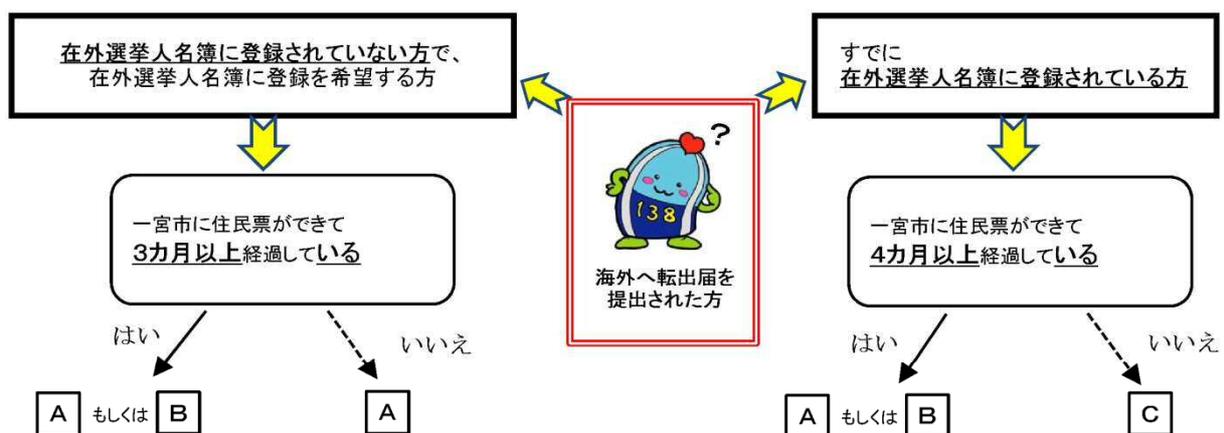
出国後に海外でお住まいの地域を管轄する在外公館（大使館、領事館など）へ登録の申請をする。

**B 【日本（一宮市）で登録の申請】**

出国前に国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿への移転の申請を選挙管理委員会へ提出する。（公職選挙法改正により2018年6月から可能となりました。）

なお、登録には一定の条件を満たしている必要があります。あなたがどの申請方法を利用できるか下記のフローチャートで確認してください。

●在外選挙人名簿登録申請方法フローチャート



住民票ができて4カ月経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。再度、登録の申請をしてください。

●申請方法のご案内

A	【海外で登録の申請】	→ 2ページへ
B	【日本（一宮）で登録の申請】	→ 3ページへ
C	【継続の手続等】	→ 4ページへ

## A 【海外で登録の申請】

### ○在外選挙人名簿に登録されるための要件

- ・ 在外選挙人名簿に登録されていない、満18歳以上の日本国民であること
- ・ 公民権停止になっていないこと
- ・ 一宮市から国外へ住民票の転出届出をしていること
- ・ お住まいの地域を管轄する在外公館（大使館、領事館など）へ在外選挙人名簿の登録申請をし、その管轄区域内に引続き3カ月以上住所を有すること

在外選挙人名簿に登録されるためには上記4つの要件を満たしている必要があります。

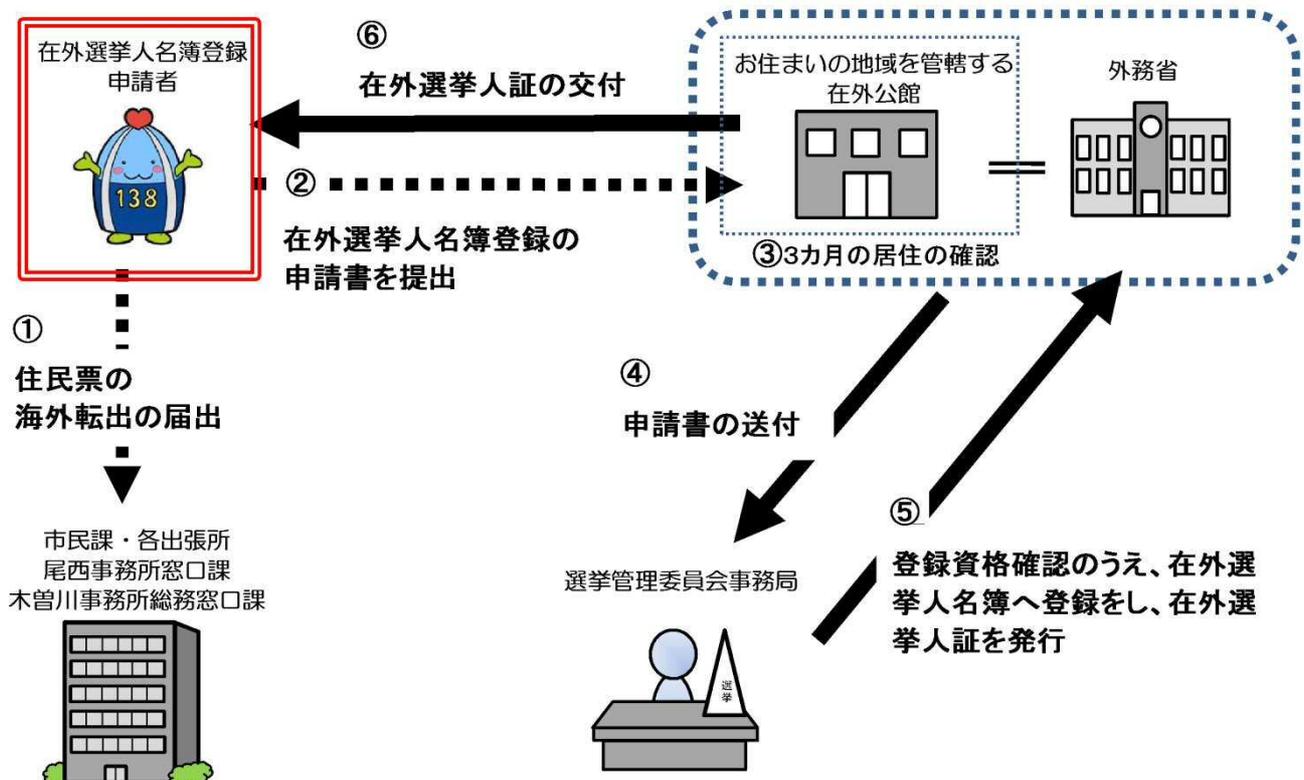
### ○申請の方法・場所

海外転出の届出をし、お住まいの地域を管轄する在外公館へパスポートなどを提示し登録の申請を行ってください。在外公館で3カ月居住要件を確認後、申請書が一宮市選挙管理委員会へ送付されます。

※法律の定めにより、国政選挙の公示日から選挙期日の間は在外選挙人名簿への登録はできません（申請は可）のでご注意ください。

在外選挙人名簿へ登録後、在外公館を通して「在外選挙人証」を交付します。この在外選挙人証は在外投票を行うために必ず必要なものです。

### ○申請からの流れ



申請をされる方は①～②の手続きを行ってください。

※投票の方法は4ページをご確認ください。

## 【日本（一宮市）で登録の申請】

### ○名簿登録を移転するための要件

- ・ 一宮市の選挙人名簿に登録されていること
- ・ 一宮市の在外選挙人名簿に登録されていないこと
- ・ 公民権停止になっていないこと
- ・ 一宮市から国外へ住民票の転出届出をしていること
- ・ 選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録の移転の申請を行ったこと

名簿登録の移転をするためには上記5つの要件を満たしている必要があります。

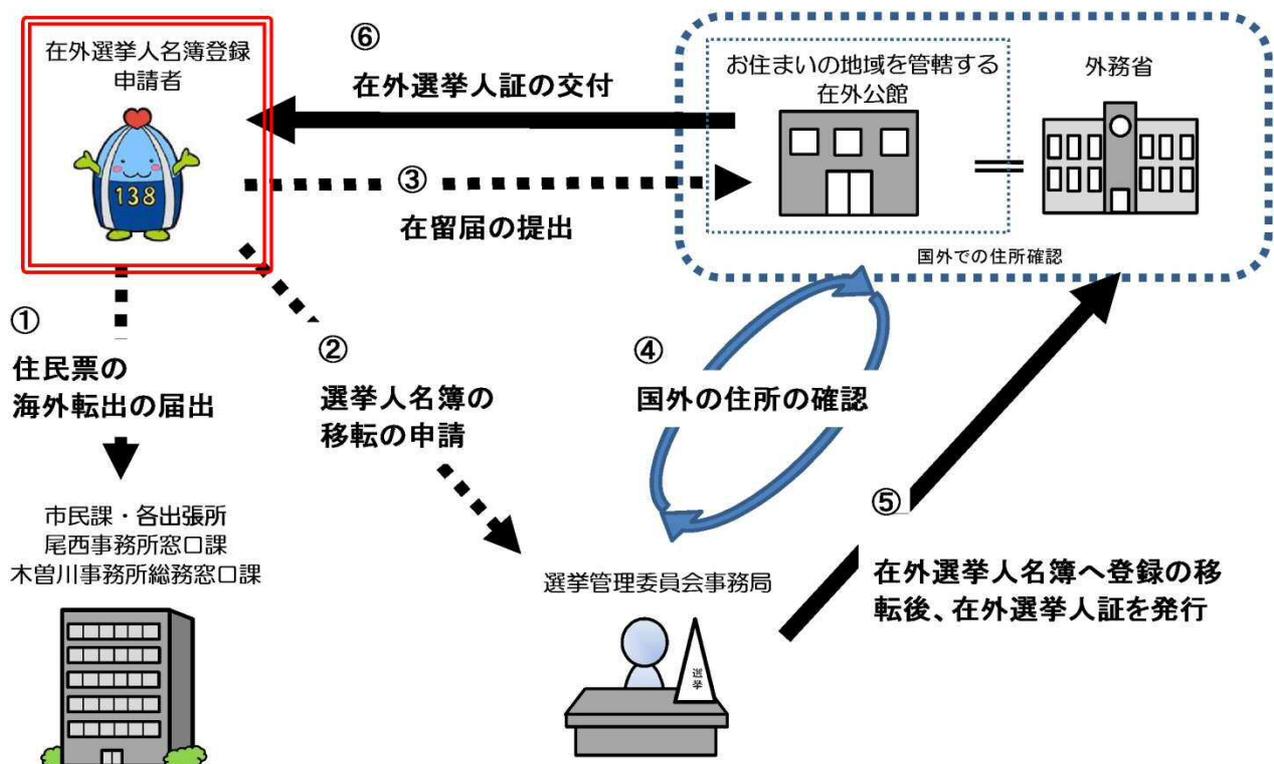
### ○申請の方法・場所

海外転出の届出をし、選挙管理委員会事務局（一宮市役所 本庁舎5階 54番窓口）へ、本人確認書類（パスポートや運転免許証など）をお持ちの上、転出届出日から転出予定日までの間に申請にお越してください。

※法律の定めにより、国政選挙の公示日から選挙期日の間は選挙人名簿の移転はできません（申請は可）のでご注意ください。

在外公館へ在留届を提出後、国外での住所の確認をし、「在外選挙人証」を交付します。この在外選挙人証は在外投票を行うために必ず必要なものです。

### ○申請からの流れ



申請をされる方は①～③の手続きを行ってください。

※2ページの「図【海外で登録の申請】」をすることも可能ですが、申請から登録までに時間がかかります。

※投票の方法は4ページをご確認ください。

## ㊦ 【在外選挙人名簿に登録されている方の継続手続等について】

在外選挙人名簿に登録されている方が、国内の市区町村に転入届出をした場合、再度、出国をしたとしても今までは、転入後4カ月経過後に、在外選挙人名簿から抹消されていました。

しかし、2018年6月から公職選挙法施行令の改正により、一宮市の在外選挙人名簿に登録されている方が、一時（転入から4カ月未満）帰国により一宮市へ転入届出をし、再度一宮市から海外へ転出届出をした場合に、すでにある在外選挙人名簿登録を継続し、現在お持ちの在外選挙人証を引続き使用することができるようになりました。※引続き使用するための申請は必要ありません。

ただし、転入、転出の状況によって在外選挙人名簿登録を継続できない可能性がありますので、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

在外選挙人名簿登録の継続ができず、再度、在外選挙人名簿登録をされたい方は、新しく登録の申請をする必要があります。申請方法は2通りありますので、2、3ページを確認の上、申請してください。

## ○在外投票の方法について

在外投票は国政選挙（衆・参議院議員選挙）と最高裁判所裁判官国民審査、国民投票が対象です。投票には下記の3通りの方法があります。

### 在外公館投票

在外公館等（大使館、領事館など）に出向いて投票をする方法。

### 郵便投票

選挙管理委員会に投票用紙を請求し、届いた投票用紙を用いて直接投票を郵送する方法。

### 日本国内における投票

一時帰国や、帰国後に転入届をしてから国内の選挙人名簿に登録されるまでの間、日本国内において、在外選挙人証を提示の上、当日投票・期日前投票・不在者投票をする方法。

いずれの投票方法も「在外選挙人証」の提示が必ず必要です。在外選挙人名簿登録後に受け取る「在外選挙人証」は大切に保管ください。

詳しい投票方法は、

総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>) をご覧ください。

◆ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください

一宮市選挙管理委員会事務局（本庁舎5階 54番窓口） 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 電話（0586）28-8958
--